

東照大権現祝詞にみる徳川家光の東照大権現崇拜心理

井 澤 潤

はじめに

「東照大権現祝詞」は徳川家光の乳母である春日局（一五七九—一六四三）の筆によるものと伝えられている一巻の祝詞であり、現在、日光山輪王寺に所蔵されている。⁽¹⁾

その内容については、江戸幕府三代將軍である徳川家光の東照大権現（徳川家康）に対する信仰や、家光に関する挿話が数多く見られることで注目されており、これまで多くの研究において史料として使用され、且つ引用されてきた。その主要なものとしては、廣野三郎『徳川家光公伝』（日光東照宮社務所、一九六一）や藤井讓治『徳川家光』（吉川弘文館、一九九七）が挙げられる。⁽²⁾しかし、多くの研究で使用されてきたにもかかわらず、その作成の意図や背景などが考察されておらず、この祝詞が家光研究のため、十分に検討されてきたとは言えない。

祝詞というものは神事で奏上するものである。だから、祝詞には発信者と受信者が現実存在している。祝詞は奏上者が神に対して、しかも声に出して唱える言霊が宿る言の葉である。そこには願主の真心が映し出されているのであり、その心理を無視することはできない。

そこで本稿では「東照大権現祝詞」に込められた春日局の、そして特に徳川家光の心のはたらきを明らかにし、家光による東照大権現崇拜の実像に迫っていきたい。

「東照大権現祝詞」は一行ごとに野線が引かれた用紙に一八三行、一行あたりに二十文字前後が記されており、その内容は原本で朱書きの△印によって区切られている通り、十六の段落に分けることができる。よって、本稿ではこの祝詞の段落を①②③…のように表し、十六の部分に分けて考察する。また引用の際は、原本では仮名の所も適宜漢字に変換していく。

なお、本稿文中において年月日を特定して述べている事項で、特に史料を提示していないものは『徳川実紀』⁽³⁾に基づいていることを断っておく。

一、祝詞の奏上者

『神道事典』⁽⁴⁾によると、祝詞には二種類の奏上形態があり、祝詞の文末が「諸聞き食へよと宣ふ」「称へ辞竟へ奉らくと宣ふ」となっているものは宣命体（祭りの場に参集した人々に対して宣読する形）、また文末が「称へ辞竟へ奉らくと申す」「申し給はくと申す」となっているものは奏上体（直接神に対して奏上する形）であるという。

これを「東照大権現祝詞」に当てはめると、結びの奏上句である⑭末の「申す」や、⑯末の祝詞最末の「敬白」の表現からして、これは直接神に対して奏上する奏上体の祝詞であるといえる。さて、この祝詞の奏上者は春日局と伝えられているが、実際にそうであったと考えてよいのだろうか。そこで、この祝詞の表記に注目してみたい。

『神道事典』によると、祝詞の表記法は、厳肅な祭儀の場で読み誤りを防ぐために、全て漢字が用いられてはいるものの、漢文体ではなく日本語の語順に従っており、主として名詞・代名詞や動詞・形容詞の語幹などは正訓字で大きく書か

れ、助詞・助動詞や用言の活用語尾などは万葉仮名で小さく書かれる、いわゆる宣命書きが用いられるという。

しかし「東照大権現祝詞」は女房消息のごとく、大多数の仮名と若干の漢字とで記されており、宣命書きの様式を踏襲していない。つまり、この祝詞は女性によって読み上げられた可能性が高いのである。

よって、この祝詞はいまだ春日局の筆によるものとは断定できず、神職が女性向けに執筆した可能性や神職の口をもって奏上された可能性も存在するものの、仮名書きという神職が唱えるにしては特異な文体であることや、⑭に家光を「我が君」と呼ぶ家光の臣下目線の表現が見られることなどから、この祝詞を唱え上げた奏上者は、家光の心願を奏上できる側近の女性、春日局であったと推定できる。

そして、この祝詞の内容を見ると、春日局自身のことについては全く述べられておらず、ひたすらに家光の東照大権現に対する信仰の厚さを奉告し、家光への御利益が下されるように春日局が願っているものとなっている。ところで、高木⁵⁾氏は江戸幕府初期の「取次」の機能について考察しているのだが、それは取次が主君の言葉をそのまま取次に伝えつつも、取次自身が主君との直接のやりとりから汲み取った主君の意思を盛り込んで、主君と取次先との関係を円滑にさせるというものであったようだ。こうした取次の論理をこの祝詞からも多々読み取ることができ、それがとりわけ顕著に表されているのが、家光の大権現に対する信仰の厚さを述べた部分である。

それは①末「御恩徳を感じ奉り給ふ也」や③末「御厚恩、朝夕、肝に染みさせられ、御身に余り、忘れがたく有難く思召し候也」等、家光の行為として尊敬語が使われたり、④末「御恩徳、一々に奉じても奉じがたく、謝しても謝しがたしとなり」のように家光の言葉をそのまま取り次いでいるかのような表現が使われたりしている箇所であり、これらの部分では、家光の想いがそのまま取り次がれていると言える。

また、③⑤⑧⑩⑫の冒頭や⑬の末尾に見られる、東照大権現の神徳を感じ「給えば」という表現が使われた段落も、見方によれば春日局の行為の謙讓表現と考えられなくもないのだが、この祝詞において「給う」表現が使われているの

は家光・東照大権現・秀忠・崇源院・忠長といった主君の身分である徳川家の人間を主語とした時のみであり、井上正就や朝鮮通信使、天草島原のキリシタン等、臣下以下の身分の者を主語とした時には使われていないことを考えると、これらの段落も家光の行為・考えを春日局が東照大権現へ取り次いだものだとと言える。なお、⑥⑦についても、これは家光しか知り得ない霊夢の話が語られているので、同様に家光の行為・考えが取り次がれたものである。

そのように考えると、残りの②⑨⑩の中には家光の思考が取り上げられておらず、春日局の家光に関する考えがそのまま奏上されたものだと思うが、それ以外の部分は東照大権現に対する信仰が表れた家光の行為・思考を春日局が東照大権現に取り次いだものと言える。

だから、この祝詞はあくまで春日局によって奏上されたのであり、決して家光が唱えるはずの祝詞を春日局が代読したという性格のものではない。しかし、この祝詞には家光の東照大権現に対する行為・思考が、直接それを見聞きすることが可能な側近である春日局の目を通して言い表されている点と、また取り次がれた言葉であるという点とを考慮に入れると、この祝詞奏上に家光の意志が介入していたことは明らかであり、そのためこの祝詞は家光による東照大権現信仰の心理を色濃く映し出しているものと言えるのである。⁽⁶⁾

二、年代特定

『祝詞作文事典』⁽⁷⁾によると、祝詞は主に冒頭部・核心部・結びの三部構成となっており、このうち冒頭部と結びは表現がほぼ定型化しているが、これに対して核心部の表現は流動的であり、古代には神話が語られていたが、しだいに祭神の神威や神徳を称讃するものへと移行していったという。「東照大権現祝詞」もこのような中世以降の祝詞表現の流れの中にある。

また『神道事典』によれば、中世以降の祝詞は簡略化・形式化され、あるいは漢語や仏教語も交え用いるようになったが、近世後期になると国学による復古の流れの中で形式や文体が古格に復するようになったという。「東照大権現祝詞」の文体は古代のものではないため、同時にそれは近世後期以降のものでもないということになる。それに中世以降の祝詞の特徴である漢語や仏教語の使用も随所に見られる。よって「東照大権現祝詞」は春日局の在世期に作成されたと考えても差し支えない。

なお先行研究においても、この祝詞に関する一応の見解や年代の推定がなされているので、まずはそれに目を通してみたい。

藤井氏は、この祝詞の文字が春日局の筆であるかは確定できないとしても、その主体は春日局であり、その成立は寛永十六年（一六三九）頃だと述べているが、その根拠は示されていない。一方、廣野氏と小和田氏は、この祝詞は寛永十七年（一六四〇）八月、春日局が日光山に参拝したときに書いて納めたものであると紹介しており、これは春日局の日光社参が傍証になって、より信憑性の高い説であるといえる。そして実際、春日局が九月一日に日光社参を終えて江戸に戻ってきていることは「江戸幕府日記」から確認できる。⁽⁹⁾

さらに、作成年代の推定は祝詞本文を見ることでも可能である。この祝詞には年代を特定できる出来事が色々と記されているが、その下限が⑧に記された出来事である。⑧には家光の長女である千代姫の母、お振の方が存命しているかのような「千代姫君様御袋、御息災延命にならせ給ふ事、これもひとへに権現様の御神徳なり」という記述が見られるが、そのお振の方は寛永十七年（一六四〇）八月二十八日に没しているのである。⁽¹⁰⁾ 死んでしまった人物の健康を神に感謝する道理もないので、この祝詞はそれ以前に作成され、奏上されたと考えるのが自然である。

以上、お振の方が存命しているかのような記述と、春日局が九月一日に日光社参を終えて江戸に戻ってきていたことからすると、この祝詞は寛永十七年（一六四〇）八月に、春日局によって、日光山の神前において奏上され、奉納されたも

三、祝詞本文の読解

この祝詞が奏上された時と状況が明らかになったので、次は祝詞本文を読み解いていきたい。以下、段落ごとに読解を進めていく。

- ① ここは祝詞の冒頭部であり、至って形式的な表現が用いられている。ここでは東照大権現が称讃され、家光による日常的な東照大権現崇敬の様子が述べられている。しかし東照大権現は称讃こそされているものの、奏上先を示すはずである祝詞冒頭「日域神も天照皇太神、日天、月天、山王廿一社、総じて日本国中の大小の神祇に申て申さく」に東照大権現の名はない。すると、別の神に対してそれとは別の神の称辞を述べている格好になり、何ともちぐはぐな印象を受ける。この不調和の理由は不明だが、この時代は神々の境界をあまり気にしなかったのか、もしくは東照大権現が天照大神と団体であるという説を踏まえてのことだったのかと思われる。

② ここからが、この祝詞の核心部である。まず、ここでは幼名「竹千代」、諱の「家」の字、家光の誕生日と家康の命日の一致など、家光と家康の一体性を唱え、それが家光の天下の主君たる根拠であり、大権現の御利益であるとしている。

③ 家光の父母、秀忠と浅井氏が家光を気に入らず、廃嫡したかのごとくになっていたが、それを聞きつけた家康が家光を駿府に呼び寄せ養子にし、三代將軍に据えらるとの上意を発したが、実行に移される直前に家康が死去してしまった。しかし家康の上意を聞いた秀忠と浅井氏は心変わりして、家光を悪しざまにしなくなった。その上、家康は土井利勝に對して、秀忠が中年に達したら家光へ天下を譲らせるようにとの嚴命を遺した。これは家光が家康から天下を相続した

恩であり、これが家光の大権現に対する第一の恩であるとしている。

実際には家康の死の直前、大坂の陣の終結後あたりから、家光の上洛や参内、叙任などの話が家康主導で進められていた。「本光国師日記」⁽¹²⁾から読み取れる事の推移は次の通りである。⁽¹³⁾

・元和元年（一六一五）十一月十五日、板倉勝重宛崇伝書状⁽¹⁴⁾

来春、家康上洛、家光参内の予定。

・同年十二月十七日、板倉勝重宛崇伝書状⁽¹⁵⁾

来年四月、家康上洛、家光参内の予定。

・同年十二月二十二日、板倉勝重宛崇伝書状⁽¹⁶⁾

家康、来年五月上洛、九月まで在京。家光、八月上洛、九月元服の予定。

・元和二年（一六一六）一月四日、板倉勝重宛崇伝書状⁽¹⁷⁾

家康の五月上洛は未定。家光の叙任は、まず江戸に勅使を立てるべきかとの家康の内意。

・同年一月十三日、板倉勝重宛崇伝書状⁽¹⁸⁾

元服に勅使は不要。家康、今年中に江戸において家光を元服させる予定。これを土井利勝を通して江戸へ伝えた。

これ以後、家康の発病と死によって立ち消えになったようである。

以上の経過を見ると、家康が家光を養子にして三代将軍に据えることまでの話ではなかったようだが、家康の主導により家光の元服が執り行われ、將軍家嗣子としての立場が明確化されようとしていたことは事実である。

ただし、崇伝の書状に記された話は家康の周りのごく限られた者しか知らなかった内密の話であり、この祝詞奏上時点で存命であり、祝詞中にも名前が見え、さらに家光元服についての家康の内意を秀忠に伝えていた土井利勝も、この

件の当事者と言えるものの、やはり秀忠の側近であるので、家康側近であった崇伝ほど事の詳細を知っていたとは思われない。そうしたこともあって、家光とその側近の認識としては祝詞に記された通りに考えられていたのだろう。

ちなみに、土井利勝が聞いた家康の遺言の内容についてだが、祝詞中の「公方さま、中ほと御事に御さ候ハ、天下をつかハされ候へ」という部分を、藤井氏は「秀忠は中継ぎである」というように解釈しているが、秀忠の第一の側近であった土井利勝に対して、その主君が単なる中継ぎであるなどと家康が言ったであろうか。それなら、秀忠が中年に達したら將軍職を家光に譲り、早々に後継者問題を克服した大御所政治をとるようにな、という内容であったと解釈する方が相応しいのではないか。この祝詞が述べたいところも、秀忠から家光への相続が滞りなく進められるように手配した家康への感謝なのである。秀忠を軽視するような要素は皆無である。

④ 家光が三歳の時、大病を患い、医者もなかなか治せなかつたところに、家康が与えた薬で一命を取りとめたことを家康在世中の家光に対する恩徳の一つとしている。

家光が三歳の時というのは、慶長十一年（一六〇六）に当たる。「寛政重修諸家譜」¹⁹中にある家康近侍の医師片山宗哲の譜にも、以下のように同様の話が見え、慶長十一年、家光の病が医師たちの手に負えなかつたとき、家康が駿府から江戸へ来て「紫雪」という解毒・解熱の薬を与えたところ効果があり、その後宗哲が薬を調進して完治したという。

家康の駿府移住はこの翌年のことであるが、この年も家康は上洛の帰りに駿府城経営地を下見した後、十一月四日に江戸に戻ってきており、すると家光の大病というものも、この十一月あたりのことであつたと考えられる。

⑤ ここからは、家康死後の恩、大権現の恩について述べている。

家光は秀忠在世のとき色々と苦労したが、大権現を深く信仰していたおかげで家康が創業した天下人としての地位を継ぐことができたとしており、③と同じく天下拝領の恩について述べているが、引き続き、死後も大権現となって家光を守護してくれたので、秀忠から天下を相続できたとするのである。なお、家光がしたという苦労の内容については不

明である。父子関係が決して良くはなかったということだろうか。

⑥ ここでは、特に家光が経験した三度の大病と東照大権現の霊夢による本復とについて述べられている。まず一つは家光が疱瘡にかかった時、大権現が夢枕に立った後、すぐに本復したとしている。これは寛永六年（一六二九）二月から閏二月にかけてのことである。その後乙亥の年、同十二年（一六三五）には、四月から五月にかけてと、十月との二回、咳気を患っているが、それらが霊夢によつて回復したとしている。次に丁丑、同十四年（一六三七）の病は翌年まで長引いたもので、藤井氏が鬱病であると推測し、また一年近く家光が政治に関与できず、同十二年（一六三五）に成立した將軍諸職直轄制を破綻させ、老中制を確立させる契機になったと評価されているものである。

続いて自らの日光社参の夢と神使の八尾の狐の夢の話があるが、これは流れからいうと、⑦の四月二十二日以前、つまり寛永十四年（一六三七）一月から四月までに家光がみたものだという話になる。これはこの年の家光の病が悪化と小康状態とを繰り返していたことと矛盾せず、家光は霊夢をみるたびに小康を得ていたと認識していたのだろう。

⑦ ここは⑥の続きで、四月二十二日の霊夢の後も家光の病は続いたものの、②でも述べられていた大権現の縁日である毎月十七日になると回復したとしている。これには誇張もあるかもしれないが、プラーシーボ効果のように十七日にまつわる家光と大権現の一体性の信仰がある種の偽薬となつて、心理的要因により小康を得ていたのだと思われる。この点からも、①でも述べられているところなのだが、大権現の薬師如来としての一面が家光に強く信仰されていたことが窺える。

⑧ ここから先は家光以外の人物に対する大権現の神力について述べられる。

家光の長女である千代姫を産んだお振の方の病が回復したことは大権現の「子孫繁昌」「除病延命」の神徳であるとしている。お振の方の病などについては年代特定の章で触れたので、ここでは省略するが、お振の方は家光の娘を産んだために、大権現の神慮に適う人物とみなされていたことが分かる。

⑨ ここでは寛永十三年(一六三六)丙子の四月に東照社二十一年忌祭礼と家光の日光社参があつたことを述べている。また祝詞では十一月の事とされているが、実際には十二月に朝鮮通信使の正使・副使・従使が日光社参をしたことについて、日本だけでなく異国からも崇敬を集める神として大権現を称えている。

なお、その際にあつた公事についても述べられており、それは宗義成とその家臣柳川調興との対立に端を発した將軍国書の偽造問題のことであり、寛永十二年(一六三五)三月に家光自らの裁定により宗義成が勝訴し、翌年の通信使来聘を命じられたものである。祝詞では朝鮮出兵の可能性もあつたが、家光の威勢と大権現の神徳によって朝鮮が日本に従つたため、出兵は回避されたとしているが、これは日本側の建前であつたことは言うまでもないだろう。ちなみに、ここでは神国の觀念も確認できる。

⑩ ここでは家光の弟忠長の改易・自殺が、家光に対して反逆を企てたことにより大権現が神罰を下し、忠長を退治したという話になっており、久能山神主の証言として忠長滅亡の神意が確かに存在したことを挙げている。忠長の自殺については、家光の病の重篤化にもなつて急きよ家光が自殺を強要したというのが実際のところであるようだが、⁽²⁰⁾祝詞には家光の意志はかけらも介入していなかつたかのように記されている。何か家光の意志が介入したことを隠したい理由があつたのか、それとも家光には忠長を自殺に追い込む意志はなく、その側近たちの独断での自殺強要であつたのか、真実はこの祝詞からだけでは不詳であると言わざるを得ないが、どうも忠長は勝手に自殺したと突き放し、それが大権現の神罰であつたと棚上げしているような印象を受ける。ただ一つ指摘できることは、忠長の自殺が家光政権にまつて多分にタブー視されていたということである。

⑪ ここでは家光を軽んじ疎んじた人物たちが不思議と次々に自滅していき、特に秀忠側近の老臣井上正就もその一人であり、寛永五年(一六二八)八月十日、豊島信満によつて殺害されたのは大権現の神罰であつたとしている。

⑫ ここは中丸殿、家光の正室鷹司孝子が「きちがい」であるのは大権現の神罰であるという話なのだが、どうも話の筋

がよく分からない。藤井氏は「柳宮婦女伝系」を根拠に、孝子が家光より二歳上で嫉妬心が強く、それが原因で秀忠が孝子を城内吹上御殿に追いやったとしており、隔離が必要なほど精神に異常があったと思われるが、詳細は不明である。ただ家光や春日局にとつて、彼女が神罰の対象であつて、家光に害をなす者だと認識されていたことは、この祝詞から読み取れる。

⑬ ここでは寛永十四年（一六三七）から翌十五年までの天草島原の乱について述べており、キリシタンが徒党を組んで一ヶ所に集まったために全滅したと、これも家光や幕府の手によつて一網打尽にしたというよりは、大権現の神徳が輝く国、そして神国日本において勝手に自滅したという論調である。

⑭ 本丸普請は寛永十四年（一六三七）のことであり、同時に本丸にあつた東照社が新たに二丸に造営されたことについてここでは述べている。その立地がくじ引き、つまり神意によつて選定されたことを明かしていることも注目し値するが、話の本筋としては、社殿を莊嚴に建立するという家光の大権現に対する奉公が神慮に適つており、その折の鶴の飛来によつて、お褒めの言葉をいただいたようであり、誠にありがたいとしているのである。

そして、ここでは「白妙の御幣を捧げ、神慮を清しめ、無二の丹誠を抽んで給ふ事、たちまちに神徳に応へて、君、御息災延命、御子孫御繁昌、天下静謐、御城内安穩、御心中の御願円満せしめ給へて、夜の守り日の守りに守り幸い給へと恐れみ恐れみ申す」というように大権現の神徳を称える祝詞の結びの定型表現を用いて、一度奏上を終えている。しかし、定型表現ではあるものの、家光の息災延命、子孫繁昌、天下静謐、江戸城内の安全、諸願円満という事が、大権現の御利益として期待されていることには相違ない。

⑮ ここでは特に言葉を改めて、家光の東照大権現への忠誠を奉告している。それは現世だけでなく、来世でも永遠に契約、つまり東照大権現と主従関係を結び続けるということであり、端的に言えば⑭での願かけの効果があるよう大権現に対する信仰の永続を約束しているのである。そして狐の神使の告げによつて、「現世安穩、後生善所」という経文の

引用によって示されたところの大権現の神徳が家光の面前に現れたことを感謝している。なお、この経文は「東照大権現縁起」⁽²¹⁾上巻にも記されているものである。

そして付言するが、この祝詞が実際に神力を振るうと考えられていた神威恐ろしき神に対して、尊敬と謙讓の限りを尽した文章になっていることを忘れてはならない。特に①と⑮において、つまり祝詞の始めと終わりの部分において、ただ単に願いを述べるだけでは終わることができない家光の東照大権現に対する態度が表現されている。

⑮ ここでは神道秘歌として「ちはやふる・神ご、ろより・なすわざを・いかなる神か・よそに・みるべき」「ちはやふる・神の・やしろハ・こ、なれや・あまくだり・ませ・みハの・さとより」の二首が詠まれているが、祝詞中に和歌を入れることは事典や他の祝詞を見る限り一般的ではない。また、おそらく既成の句からの引用となるのだろうが、その出典は不明である。この和歌の大意をとると、一首目は大権現の神業が諸神に抜きん出ていること、二首目は大権現の来臨を願うことをそれぞれ詠んでいる。

次には「南無東照大権現、南無妙法一心観仏、妙法蓮華経序品第一」と記されており、おそらく念仏・題目を唱えていることになる。「南無」は帰依を意味するので、大権現への帰依や、妙法（真なる真理の教え）を信じてひたすらに仏を仰ぐという意味になる。妙法蓮華経は、勝呂氏⁽²²⁾によると、日本では日蓮以来、この経の名（題目）を唱えただけでも衆生は無限の福徳を得ることができると認識されてきたものである。序品第一はそのはじめの第一章であり、その内容はこれから釈迦が法華経を説き始めるということを宣言しているもので、教えの本体というよりもその前置きの部分である。とりわけ序品第一とした理由は定かではないが、その中で法華経出現の瑞相として仏が光を放って東方万八千の世界を照らしたとされていることが、⁽²³⁾「東照」大権現と重ねられたためなのかもしれない。

そして末句には「急々如律令」と記されているが、これは邪を祓う呪文であり、祭文などにはよく見られる常套句である。

祝詞の述べるところは以上の通りだが、一言付け加えると、祝詞である以上、神を称える表現を用いていることは当然であり、家光や幕府の事業も東照大権現の仕業として称えられているが、裏を返せば、ここで東照大権現の神力・神罰と唱えられていることは家光や幕府の行ないであったのである。

四、祝詞奏上の意図

⑮に引用されていた「東照大権現縁起」は、真名上巻は寛永十二年（一六三五）の成立であるが、真名中・下巻と仮名五巻は同十六年（一六三九）に撰述され、翌十七年（一六四〇）の四月、日光山に奉納された。「東照大権現祝詞」奉納の直前である。この縁起と祝詞とは関連があると考えるべきである。

寛永十七年（一六四〇）の家光の日光社参については、野村氏⁽²⁴⁾によって、西国大名を参拝させ、対外的危機下において国家鎮護の軍神、東照大権現のもとに彼らを結集させる意図があったこと、そしてそこでの縁起撰述・奉納には対外戦争の賛否をめぐる徳川家一族・幕府内の対立が影響しており、その対立を解消し、結束を図るために、家光の権力掌握過程を再確認させる意図があったと評価されている。

家光の社参が終わって間もなく、五月二十五日に、禁裏・仙洞へ高家吉良義弥が遣わされた⁽²⁵⁾。これは日光祭礼への勅・院使派遣、そして「東照大権現縁起」染筆の謝礼と考えられるのだが、その翌日、春日局が「禁中方御用」のため、天皇家の人々と女官への進物を持参して江戸を出発した⁽²⁶⁾。なお伊勢参宮も行程に含まれていた⁽²⁷⁾。吉良の派遣が形式的なものだとすれば、春日局の派遣は家光の内意を帯びたものだと考えるべきであろう。

家光に仕えるようになってからの春日局の上洛は、「寛政重修諸家譜」巻六〇七の春日局譜に見える限りでは三度あつ

た。その一回目が寛永六年（一六二九）のものであり、その途上で伊勢神宮へ家光の代参をつとめた。小和田氏によると、参宮と上洛の名目は家光の痲瘡平癒祈禱の謝礼であったが、実のところは退位の意向をもらしていた後水尾天皇を慰留するポーズをとりつつ、叡慮のままに退位の意向を聞き届ける幕府の特使というのが主な役目だったようだ。

二回目の上洛は寛永九年（一六三二）七月のことであり、家光の妹でもある国母、東福門院への使者としてであった。⁽²⁸⁾この上洛の意図についてはその正月に秀忠が亡くなったことに関する兄妹間のやりとりかと思われるが、その内容については不明である。

ところで、この両度の上洛はそれぞれ天皇・天下人の交代に際しており、三回目、寛永十七年（一六四〇）の上洛もその例にもれない。久保氏⁽²⁹⁾によると、この年、幕府は内裏造営の準備に入ったのだが、それは明正天皇の讓位を意識しての動きであったという。実際の讓位はそれから三年後のことになるが、内裏造営の話が表出してくるのは、春日局が江戸に戻った後すぐのことなので、⁽³⁰⁾同六年（一六二九）の上洛時と状況が似かよっており、春日局の上洛によって朝廷・幕府間で天皇讓位の合意が成立したと言えるだろう。

上洛の目的としては以上の通りであり、これと「東照大権現祝詞」奏上の意図を結びつけることは今のところできない。しかし寛永十七年（一六四〇）のものは、前二回の上洛と違って、その後の巡拝が密である。次はその点から考察していきたい。

巡拝とは何らかの祈願のために複数の神社を回ることであり、一つの神社に集中して祈願する「お百度」に対し、各地の神社を数多く参詣することで、祈願の成就を期待する意図がある。

春日局の巡拝順路であるが、伊勢神宮、多賀大社、鶴岡八幡宮、大山、そして日光東照宮であった。⁽³¹⁾以下『神道事典』を参考に諸社の特徴を述べていくと、伊勢神宮の祭神は、内宮は天照大神、外宮は豊受大神である。天照大神は皇祖神であり、家光の守袋文書などでは東照大権現と同体であると説かれ、この祝詞中にも最初にその神名を唱えられている。多

賀大社の祭神はイザナギ・イザナミの二柱である。中・近世には伊勢・熊野と並び庶民の参詣が盛んであり、伊勢の天照大神を拝した後はその親である多賀の二神を拝すべきだと言われていた。なお、この二柱は特に長寿祈願の神として信仰されていた。鶴岡八幡宮は八幡宮という名の通り、応神天皇を祀っている。大山はその頂上にある霊石祭祀に由来して石尊大権現と号し、子授けの祈願がなされていた。そして日光東照宮は祭神として徳川家康、つまり東照大権現を祀っている。

もし、この巡拝という行為が「東照大権現祝詞」奏上とも密接に関わってくると仮定するならば、①において奏上先が東照大権現ではなく、天照大神をはじめとする日本国中の大小神祇になっているということが、そのまま巡拝諸社でも日光東照社の時と同様に祝詞の奏上がなされ、この祝詞が諸社巡拝を通しての願文として機能した可能性を示唆しているのではないかと推察させる。すると①での奉告先の矛盾も解決するように思われるが、結局のところ、日光山での神前奏上以外は状況証拠すら確認できないので、どうしても、この祝詞を諸社巡拝を通しての願文と呼ぶことはできないし、そもそも祝詞奏上の作法として、同じ祝詞を複数社で使用すること自体が確認できない。だから、この祝詞は日光東照社でのみ奏上されたと考えるのが自然である。ただし、諸社巡拝の終点、結願所ともいえる東照宮にこの祝詞が奉納され、現存していることを考慮するならば、実際に諸社で奏上されたとは言えないものの、この祝詞に記された諸願が巡拝を通しての願いであつたと言うことは可能である。

なお、これら五社の中で、特異な印象を受けるのが大山である。伊勢・多賀は前述したように、一般的にこの二社だけでも一つの巡拝経路が成立するものであり、伊勢・八幡・東照大権現は家光やその側近たちによって同心同体の神と認識されていたように、これら四社には巡拝の経路としてひとまとめにされても不思議はない共通した部分がある。決して大山が徳川家の崇敬を集めていなかったという訳ではないが、家光の守袋文書等から垣間見える家光の信仰体系の中にも、これら五社のうち大山だけが含まれていないように思われる。よって、この大山参拝だけは家光の意志ではなく、純粹に

まず、高木氏は、奥向きの女性の役割として次の四点を挙げている。

一、当主の子女を生産・育成し、家の存続を保証すること。

二、宗家とつきあい、子女の健康や夫・家の繁栄を祈祷の成果に求めること。

三、一族や他家との音信贈答を司ること。

四、諸大名夫人など、証人の管理・統轄。

また続けて、本来なら將軍家御台所がこれらの役割を果たしていくのだが、家光の場合、御台所は中丸に追われて大奥に不在であったため、春日局がこれらの役割を果たしていたことを指摘している。

大山の巡拝経路への組み込みは、大山の子授けの御利益を目標にした、家光の子孫が繁昌するようにとの春日局の家光乳母、そして大奥老女としての願いが反映されたものであったのである。春日局や大奥の人間による家光の男子誕生への期待は、家光の最初の娘、千代姫が誕生したことで高まっていった。千代姫の宮参りの日、つまり寛永十四年（一六三七）七月十六日の天海苑の春日局・英勝院書状からは、早速、来年にも男子の誕生を大奥が期待している様子が窺える。⁽³⁴⁾ただ、その後数年家光は子宝に恵まれぬままであったが、同十八年（一六四一）四月時点では、懐妊中のお楽の方が必ずや男子を産むだろうとの、大権現の神慮を根拠にした確信にも似た思いが大奥を支配しており、この四年間で大奥から天海へ男子誕生の祈禱を依頼した書状は見られないものの、男子誕生への期待が弱まることはなかったのである。

こうした春日局の宿願とも呼べる願いと、子授け祈願の大山参拝、そして翌年八月三日の家綱誕生という事実を組み合わせた、「東照大権現祝詞」奏上とはほぼ同時に行なわれた諸社巡拝が、家光の男子誕生という春日局の宿願を、春日局の心の内側だけのものとするに止まらず外界に表出させ、それを実現へと導くための春日局のその後の行動の契機に

なつたと考えられるようになるのである。

ここまで祝詞奏上における春日局の意図を見てきたが、この祝詞は家光の意志とも切り離せないものであることは前述した通りであるので、次は純粹に家光の願いについてのみ考察していきたい。それは⑭に述べられている息災延命、子孫繁昌、天下静謐、城内安穩を含む心願であり、そこには前年寛永十六年（一六三九）に起こった出来事の影響が色濃く認められる。

まず息災延命については、⑥に記された寛永十四年（一六三七）からの家光の病は、前述したように、藤井氏より同十五年（一六三八）前半まで悩まされ続けたと述べられたものだが、同時に同氏は家光が病後にはじめて月代を剃ったのは同十六年（一六三九）四月四日のことであると指摘しているのが、当時の幕府内外の人々の認識としては、家光は同十四年（一六三七）から同十六年（一六三九）四月四日まで病体であったと考えられていたと言える。その後、祝詞奏上のあった同十七年（一六四〇）八月に至るまでは、その春に感冒を患った程度で、家光は特に目立って大きな病にかかっていない。この祝詞の中で家光の病と東照大権現の神徳によるその平癒について述べられているところは④⑥⑦であり、その説き起こしは家光三歳の時からと範囲も広いが、⑥⑦で述べられた寛永十四年（一六三七）からの病が、同十六年（一六三九）四月四日に名実ともに全快したことを受けて、その感謝の気持ちがこの祝詞に表されたのである。

次に子孫繁昌については、この祝詞では⑧で述べられたように、家光の娘である千代姫がその象徴とされている。その千代姫は寛永十六年（一六三九）九月二十一日、尾張徳川光友のもとへ輿入れたため、この婚礼という子孫繁昌の兆しを感謝すると同時に、千代姫による家光系統の子孫繁昌を願う気持ちがこの祝詞に込められたと言える。

また天下静謐については、⑩⑪で述べられた徳川家・幕府内部の危機や、⑨⑬に表された対外的危機が解消されたことを東照大権現に感謝している気持ちがこの祝詞に込められていることは勿論として、寛永十六年（一六三九）七月にはポルトガル船の渡航禁止と長崎からの放逐があり、八月九日には九州大名の防衛動員体制が整えられ、幕府は対外的危機に⁽³⁶⁾

対して戦争をも辞さない構えを見せはじめたので、こうした危機の解消も願われていたはずである。

最後に城内安穩についてだが、これは寛永十六年（一六三九）八月十一日の江戸城本丸を全焼させた火災を受けての願いであったと思われる⁽³⁷⁾。なお⑭には最後に心願円満と述べられているが、これは具体的にどれというものではなく、言葉通り、家光の願い全般と捉えてよいだろう。

以上、家光の心願について見てきたが、寛永十七年（一六四〇）当時には、その前年の出来事から推察するに、息災延命、子孫繁昌については事態の好転を感謝する気持ちが強かったようだが、天下静謐、城内安穩については神にすがざるを得ないような危機的な状況であったと言うことができ、この祝詞を春日局に奏上させた家光の意図を考えると、それは単に家光の趣味嗜好によるものでは決してなく、一家の存亡を預かる徳川家の当主として、さらに天下を治める統治者として、必要に迫られての行為であったと断定できる。

結論

「東照大権現祝詞」は、春日局が上洛と四社巡拝を経て、寛永十七年（一六四〇）八月に日光山東照大権現神前において直接奏上したものだと思われることができるに至った。そして、それは家光の意志により、その信仰と願いを家光の側近である春日局が東照大権現へ取り次いだものであるため、春日局を介してはいるものの、家光の心理を色濃く映し出している。

同じ年の四月、家光は自身の日光社参と「東照大権現縁起」奉納において、大権現への感謝や願いを直接奉告していたと考えるのが自然である。それにもかかわらず、その僅か四ヶ月後に春日局によって家光の想いと願いが取り次がれたのは、第四章の終わりで考察したように、前年寛永十六年（一六三九）に家光の身边に起こった様々な変化が大きな要因と

して働いたためであり、加えて、その頃から顕著になる家光による東照大権現信仰の高まりにもよっていたのである。

⑭ではこの祝詞が奉告された最大の目的である家光の心願の数々が述べられている。息災延命に関しては全快の感謝だとしても、子孫繁昌・天下静謐・城内安穩などの諸心願円満は未だ果たされておらず、むしろ寛永十七年（一六四〇）當時において、家光はそれらの方面において危機的な状況に陥っていた。そのため、大奥の老女である春日局を介しての、再度の東照大権現への申し開きが必要とされたのであり、また、自らを苦境から救い出してくれない神威を恐れての祝詞奏上であったと言い換えることもできる。即ち、この祝詞はこの時代における家光・幕府中枢と東照大権現との関係をも表している⁽³⁸⁾のである。

そしてその両者の関係にはもう一つの側面があった。それは春日局による巡拝においてもその一端が垣間見えたが、寛永十七年（一六四〇）当時、未だ世継ぎがおらず、自身の権力の不安定さを痛感していた家光が、実際に権勢を振るう大御所のような役割を東照大権現に仮託し、それにすがらざるを得ないというものだったと思われる。一般に、大御所政治の二元性は否定的に捉えられ、その後の家光親政期における政治権力の一元化と徳川将軍による親裁体制は肯定的に理解されるが、それは後世の人間である我々がそう感じてきただけであり、それは家光自身がそのような権力の二元性を否定する考えを持っていたということにはならない。もちろん先行研究では実在の権力の二元性について述べているのであるが、家光親政期に成立した老中制は將軍を上へ頂くだけで、老中が働きさえすれば政権が運営できるシステムであり、見方によっては擬似的な二元性を持つ。むしろ構造は全く異なるのだが、老中制は大御所政治の擬態であると捉えることもでき、すると家光が権力に二重構造を持たせることに否定的ではなかったところか、むしろ政権の安定のため、積極的にそれを推進し、家光が関与せずとも機能する政権中枢を作り上げたのだと言える。しかし、これは家光が自分の下位に設けたものであり、決して家光自身を包み込んで庇護してくれるものではない。そして現実にはそのような家光の上位者は、寛永九年（一六三二）の父であり大御所でもあった秀忠の死後、存在しなくなっていた。だからこそ、家光は上に戴

く存在がない天下人たる自分自身を庇護してくれるような役割を東照大権現に期待したのである。また、これまで家康の神格化は家光が自己の権威を高めるために進めたとされており、東照大権現の絶対化を手段として、自己の日本国内のみならず対外的な権威の確立が目的とされたことと捉えられてきた。⁽⁴⁰⁾ 結果的には家光自身の権威を上昇させることになるのだが、しかし、その手段だと今まで考えられてきたものが家光の目的としたことであり、それは自分が上に戴くことのできる権威の創出であつたのである。

本稿は、表の人間ではない大奥の老女である春日局によって取り次がれた「東照大権現祝詞」を読み解くことで、家光による東照大権現崇拜が、明確な政治的意図をもって進められた政策ではなく、当時の危機的な状況の中で絶対的な統治者であらねばならなかった家光が、止むに止まらず自分とは別次元に存在する権威を戴かんとしたものであり、その崇拜対象である東照大権現は、自身の心身双方を安定へと導く自己防衛のために、家光が心の中に生み出した観念であつたと推測するものである。

註

- (1) 紙本墨書で、法量は天地に三四・五cm (『日光山と徳川四〇〇年の文化』日光山輪王寺、二〇〇四)
- (2) 以下、廣野氏と藤井氏の言説について触れる場合は、特に断らない限り、この両書による。廣野氏は、この祝詞を家光の病と東照大権現信仰を示す史料として使用しており、これは春日局が神前に納めたものであるが、そこに述べられている言葉は家光の心を反映していると断じている。それに加えて、藤井氏は、これを家光の生い立ちや事跡をも示す史料として使用している。
- (3) 初代家康から十代家治までの徳川将軍一代ごとの編年体通史を総称して『徳川実紀』と呼び習わしている。主編者は林述斎・成島司直で、天保十四年(一八四三)の成立である(福井保『江戸幕府編纂物解説編』雄松堂出版、一九八三)。本稿では、黒板勝美編『徳川実紀』(国史大系刊行会、吉川弘文館、一九二九―一三五)を参照した。

- (4) 國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、一九九四
- (5) 高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』角川書店、一九九九。以下、高木氏の言説はこの書による。
- (6) 取次を介することで、家光からは東照大権現への信仰のみを奉告し、その家光に対する御利益は春日局によって願われるといった格好になり、家光の見返りを求めない信仰態度が際立つような演出がなされていると考えることもできる。
- (7) 金子善光編『祝詞作文事典』戎光祥出版、一九九八
- (8) 小和田哲男『春日局 知られざる実像』講談社、一九八八。以下、小和田氏の言説はこの書による。
- (9) 「江戸幕府日記」寛永十七年九月一日条。この日記は幕府の公用日誌である。以下、酒井家に伝わった写本を影印した『江戸幕府日記』姫路酒井家本（ゆまに書房、二〇〇三―四）を使用する。
- (10) 「江戸幕府日記」寛永十七年八月二十九日条。
一、春日局、去頃令上京、下向之節、勢州山田、多賀、鎌倉若宮、大山へ相越、其より日光へ社參、今日帰參。
- (11) 徳川家光守袋文書（六）②。井澤潤「御守袋文書にみる徳川家光の心理」（『駒沢史学』第七五号、駒沢史学会、二〇一〇／一〇）掲載のものを使用。守袋文書は家光自筆と伝えられており、家光の廟所がある日光山輪王寺に所蔵されている。ここに挙げた文書は寛永十八年（一六四一）頃に作成されたと推測でき、このころ家光自身が東照大権現と天照大神とを同心同体の神と認識していたことが分かる。
- いせ天小大しん
八満大ほさつ
とう小大こんけん将くん
しんもたいも一つ也
三しや
- (12) 「本光国師日記」は、慶長十五年（一六一〇）から寛永十年（一六三三）に至る崇伝の日記であり、原本は京都南禅寺塔頭金地院

の所蔵。以下、副島種経校訂『新訂本光国師日記』（続群書類従完成会、一九六六―七二）を使用する。傍線・括弧内註、筆者。

(13) ちなみに、この時期、家康は十月から十二月まで江戸・関東におり、年は駿府で越している。崇伝はこの間、ずっと家康に付き従っていた。

(14) 一 幸便候条一書令啓候。一 当月朔日。以書状申入候。其以前も度々申入候。何も可相達と存候。一 十月廿八日之御状十一月四日令拜見候。両伝奏よりも預御状候。四海入海。帳中香。禁中二有之由御次而次第可申上候。此様子ハ最前貴様より被仰越候時申上候ツル。則両伝 奏へも。御報申入候。御届所仰候。一 此地之様子。先書二申入候。別二珍敷様子も無御座候。一 大御所様。今日越谷よりかさいへ御成之由候。明十六日。將軍様当地被成御立。舟橋迄被為成。それよりさくらへ御成之由二候。一 大御所様越谷にて。少御機嫌悪敷御座候ツルよし。將軍様も御氣遣二思召候ツル。もはや御機嫌もなをり候て。各御大慶之御事二候。御心安可被思召候。從 將軍様。鳥見二被遣候助太夫と哉覽申入。御改易之由候。名字ハ不存候。御鷹場二事外水をせき入。新ひらきなど仕候故と相聞申候。其上先年 御鷹野之時。はかまかたきぬにて。右之助太夫御目見被仕。鳥見二ハ似合候ハぬいてたちと御しかり被成候。其人又当年 御鳥見二出候。其御とがめと爰元にての御沙汰にて候。定而委細之様子ハ。各より可被仰入候。一 来春ハ竹千代様可為御参 内御沙汰二候。左様二候ハ、大御所様可被成御上洛御内証之由。伊丹喜之助放被申候。必定ハ不存候間。御沙汰有間敷候。為御心得内証申入候。一 大御所様当月廿六七日比。当地迄可被成著 御由二候。来月中旬。駿府へ可為還 御之由。御沙汰二候。一 藤泉州。今日十五日当地へ下著。則 御本丸へ出仕被申候。一 拙老儀も。御鷹野中ハ緩々と当地二逗留仕候。一 南禅愚院留守。乍憚万被添御心可被下候。奉頼存候。猶期後音不能詳候。恐惶謹言。

十一月十五日

金地院

板伊州様人々御中

(15) 幸便候条一書令啓上候。一 大御所様。昨十六日。当府へ被成還 御候。御機嫌能御座候。御心安可被思召候。一 来年者。伊豆三嶋へ可被成御隠居旨二候間。方角以下御尋候故。具二申上候。来年東ハ一段と能方二而御座候通申上。是又御機嫌能御座候。所をはいつミかしらと申由候。三嶋のさわにて御座候由候。一 牛瀧之坊主下候而。御折紙駿府にて拜見申候。此出入我等式ハ。何とも無案内二御座候間。不能分別候。貴様より南光坊へ御折紙参候由。則牛瀧之坊主。仙波へ越申由候。一 十一月廿八日。十二月二日之御状。何も拜見仕候。上方之様子具二被仰聞。大慶二存候。一 岩倉之者。拙者領内之静原山を盗申二付而。留守居之者申上候処二。則籠者被仰付由候。彼山之儀二付而。岩倉之百性共。種々様々之あたをし候て。不届様子多御座候。其段ハ先度下府代前。面上

二申入候間。可被成御覺と存候。幸盜人露頭之上者。御糺明被成。同類も出可申候。以来のため。事六ヶ敷無御座候様二。岩倉百性中へ被仰付可被下候。尚様子之儀者。榮任迄申越候間。可被申上候。いか様二も可然様二奉頼候。一上方当年は事之外寒候而。貴様も御^儀氣被遊候由。如何御座候哉と無御心元存候。不及申候へ共。能々御養生專要にて候。一上方当年者。作毛悪敷御座候。収納一円無御座候由。苦々敷儀にて御座候。拙老小知行之物成も。一円無御座由申越候。咲止二存候。一先度照高院殿御下之由候而。預候状候。其御書中者。江戸二而拜見仕候。照高院殿ハ駿府瑞龍寺二御逗留候。我等上府候而。一度見廻申候。御前御取成之儀。上野殿へも令内談。如在御座有間敷候。何とも御不便成御住居。咲止成体二御座候。一從妙心寺古宗下府之刻之御状。是又於当地二令拜見候。宝泰寺後住之儀。妙心寺一山之連判之趣を以。可得。上意候。貴様御書中之通。具二得其意候。一少将様此中御腹中散々にて御座候ツル。二三日以前より御験氣二御座候。可御心安候。一会津姫君様。浅野但馬殿へ御縁之儀。定而可被聞召候。一來年四月。竹千代様御上洛。御參。内可被成御沙汰二候。大御所様可為御上洛御沙汰二候。一伊豆へ可被成御越由二付而。爰元衆何も迷惑かり被申内意と聞へ申候。一後庄三^いまた江戸二逗留にて御座候。驢庵葉にて験氣二御座候矣。寒中ハ江戸にて養生候て。節分以後敷。正月早々か。可為帰府内意二候。一大御所様還。御二付而。当府も事之外にきおい申候。内膳殿も一段と御息災にて被成御供。御帰府候。御前御出頭無残所候。拙老儀も別而得御意候。猶爰元之様子。内膳殿より可被仰入候間。不能多筆候。恐惶謹言。

極月十七日

金地院

板伊州様人々御中

猶々。南禅愚院留守之儀。乍憚被添御心可被下候。万々奉頼存候。猶期後音不能多筆候。以上。

(16)

一 当月十五日之御状。同廿一日。從内膳殿御届候而拜見忝存候。一 当月十九日。次飛脚二而。本上州連判二而。以折紙申入候。勅使并御公家衆御下向之儀。御延引候様二と被。仰出候。先書之趣被得其意可被仰渡と存候。一 当月十七日二も。以書状申入候。是又相逢申候哉。一大御所様御息災二。弥御機嫌能被成御座候。御心安可被思召候。此中者西国諸大名衆御下向二而。日々御礼共御座候。各從是江戸へ御通之儀二候。一上様來年五月被成御上洛。九月迄可為。御在京御内意二候。一竹千代様御上洛者。可為八月由二候。九月京都二而御元服と内々。御誼二候。爰元相替儀も無御座候。猶期後音候。恐惶謹言。

十二月廿二日

金地院

板伊州様人々御中

伊豆三嶋いつミかしら。弥御隠居所二相定候。春ハ早々より御普請可被 仰付由候。御普請ハ日備ニ可被仰付様ニ御沙汰候。御子さまたち。尾州衆などハ。内々御普請用意候様ニ爰元風聞御座候。以上。

(17)

一 幸便候条。一書令啓候。一昨日以書状申入候。御祝儀重暁目出度存候。一大御所様弥御息災ニ御機嫌能被成御座候。御心安可被思召候。拙老も昨三日致出仕候。二日之御夜詰ニ而。早々罷出候様ニと被 仰出ニ付而如此候。一七日ニ為 御鷹野。先田中迄被成出 御。それより中泉迄被成渡 御。様子ニより。吉良迄も可被成御座候かの御沙汰ニ候。併中泉より還 御とも申候。来月初比。伊豆御隠居所之御屋敷御繩ばりニ被成御座。其より熱海へ御湯治之御沙汰ニ候。一御上洛ハ最前ハ五月と被 仰出候ソル。併いまた必定ハしれ不申候。一竹千代様御官位之儀も。先江戸へ 勅使を被立。其以後可有御上洛之様ニ。上様御内証被 仰出候。さりながら。此儀ハしかと重而 仰出候ハ、御左右可申候。先可被成御隠密候。御前にて。我等一人を召候て。ひそかに御説候間。御内証申入事ニ候。必御沙汰有間敷候。必定しれざる事ニ候。一伊豆之御普請。弥費用ニ可被 仰付由にて。費用ニ大將なと。当地へ罷越御穿鑿半ニ候。藤泉州相応之御普請仕度由。様々御訴訟被申由ニ候。兎角石垣などハ。費用にてハ難成由ニ候。諸大名衆も。石場など内々被及見由ニ候。一爰元相替儀も無御座候。内膳殿節々得御意候。当院へも二日ニ。御年寄衆各御同道ニ而御出候。内膳殿弥御出頭ニ而御座候。御満足奉察候。猶期後音不能多筆候。恐惶謹言。

正月四日

金地院

板伊州様人々御中

後庄右より之書状進候 氣相も目も驗氣ニ御座候。節々参会申候。以上。

(18)

一 南禅寺迄幸便御座候間。一書令啓達候。一伊豆泉頭御普請之儀。先書二度々様子申入候ソル。然者昨日之 御説ニハ。泉頭ハ所も不可然候間。無用ニ可被成旨。被 仰出ニ而。相止申候。当地竹城州之屋敷を。今日十三日吉日ニ候間。清水出候かほらせ見可申由。松右衛門殿。彦九兵衛殿へ被 仰付候。大略当地ニ後々迄も。可被成御□様子ニ相聞え申候。猶具之儀ハ。内膳殿各より可有御注進候間。可被得其意候。泉頭やミ候事。爰元諸人之大慶。可有御推量候。一内々竹千代様御元服之儀ニ。勅使も可在之かの様ニ。最前被思召候ソル。しかれとも。先代將軍家御元服之時も。勅使之沙汰ニ不及候体。東鑑にも見へ申候故。其ことくニ被成。以後御官位之時ハ。勅使被立候様ニと被 思召候。左候へハ 大御所様当年中ニ。江戸へ又被成 御成。御元服被遊候様ニ可被成旨。九日之晩。土井大炊頭へ被仰渡。大炊殿。十日二江戸へ御帰候。月ハいつかよく候ハん哉と。九日之御夜詰ニ。我等も御召候而。被成御尋候。御生れ月承候而。相考可申と申上候。定而江戸より可有御左右候間。其上にて月も相定り可申候。猶重而様子可申入候。

一八日二。大澤少将殿為御使上洛之筈にて候ツルカ。上方への御進物とも不出候而。十日之晚二当地を御立候而。御上り候。此便宜二も以書状申入候。当年之日取之書一冊写進候。御請取候哉。猶後便二爰元之様子共可申入候。先大方承候通申入候。御衣服等之事。其元にて御沙汰ハ御無用二候。これハ我等計へ被仰聞候儀にて候間。貴様計へ為御必得。内証申入候。恐惶謹言。

正月十三日

金地院

板伊州様人々御中

- (19) 「寛政重修諸家譜」は主編者堀田正敦で、「寛永諸家系図伝」を基礎に、「貞享書上」や新呈譜の情報を付加し改訂したものであり、文化九年（一八一二）に成立した（福井保『江戸幕府編纂物解説編』雄松堂出版、一九八三）。以下、本稿で使用したのは、『新訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、一九六四―七）である。片山宗哲譜はその巻三三三にある。
- (20) 下重清『幕閣譜代藩の政治構造―相模小田原藩と老中政治―』第二章、岩田書院、二〇〇六
- (21) 「東照大権現縁起」は、まず真名縁起上巻が寛永十三年（一六三六）の家康二十一回忌に向けて撰述、奉納され、真名中・下巻、そして仮名縁起全五巻が寛永十七年（一六四〇）の二十五回忌のときに撰述、奉納された。真名上巻だけでも完結した内容を持つていたにも関わらず、第二回目の撰述が行なわれた理由として、真名上巻の文章表現をめぐる問題や家光中心史観の提示による政治的秩序再編、また東照大権現という新しい神を位置づけることなどが指摘されている（曾根原理『神君家康の誕生 東照宮と権現様』吉川弘文館、二〇〇八）。なお八巻全てが天海の撰述であり、仮名縁起付属の筆者目録によると、仮名縁起は公家・門跡により筆耕され、第一・四巻の冒頭は後水尾院の宸筆とされている（『慈眼大師全集』寛永寺、一九一六）。
- (22) 勝呂信静『法華入門―仏教・入門シリーズ』第一章、春秋社、一九九三
- (23) 島地大等『漢和対照 妙法蓮華經』国書刊行会、一九八七。以下、訳文を引用する。
- 爾の時に佛 眉間白毫相の光を放ちて、東方萬八千の世界を照したまふに、周徧せざること靡し。
- (24) 野村玄『徳川家光の国家構想と日光東照宮』（『日本史研究』第五一〇号、日本史研究会、二〇〇五／二／二〇）
- (25) 「江戸幕府日記」寛永十七年五月二十五日条。
- 一、今度、日光御法事、首尾能御執行被遊付て、禁裏 仙洞へ吉良上野介被遣之候、依之、黄金十枚帷子御羽織等被下之。
- (26) 「江戸幕府日記」寛永十七年五月二十六日条。
- 一、禁中方御用之儀有之て、春日局被差上之、今日江戸発足也。

この記事に続いて、「当今様」「院様」「国母様」「女二宮御方」「女三御方」「女五宮御方」「今宮御方」、そして女官等への進物目録が記載されている。

(27) 「江戸幕府日記」寛永十七年五月二十六日条。

一、勢州内宮宇治橋之前後二、鳥居并橋姫之宮、如先規御造宮被 仰付之、依之、花房志摩守へ奉書被差遣之、春日局上洛之次、依為参宮、右之奉書持参之。

(28) 「江戸幕府日記」寛永九年七月十九日条。

一、明日、春日局、国母御方へ御使、御内書被遣之、御判有之。

(29) 久保貴子『後水尾天皇』第四章、ミネルヴァ書房、二〇〇八

(30) 「江戸幕府日記」寛永十七年九月十一日条。

一、午后刻、黒書院 出御、吉良上野介被 召出、禁裏 仙洞国母御方へ御使之趣 御直被 仰含之、是来年 禁中御作事被 仰付義也、黄金十枚吉良少将拜領之。

(31) 「江戸幕府日記」寛永十七年九月一日条。(註9参照)

(32) 徳川家光守袋文書(六)②。(註11参照)

(33) 徳川家光守袋文書(六)②。(註11参照)

そこには、天照・八幡・東照の三神が同心同体であり、それぞれ天皇家・源氏・徳川家を繁栄させてきたという認識が存在している。

(34) 寛永十四年七月十六日付天海宛春日局・英勝院書状。千代姫の宮参りが行なわれた日から推定。

以下、女房消息については「日光市史」史料編中巻(日光市、一九八六)所収のものを使用する。なお、同書所収の女房消息は、同書解説によると、東叡山の僧義庵が天保年中(一八三〇―四四)に史料を収集してまとめた「慈眼大師御年譜並付録」に収録されたものが現在遡りうる終結点であり、文書原本の所在は知れない。「慈眼大師御年譜並付録」は「慈眼大師全集」(寛永寺、一九一六)に収録されている。

おほせられ候ことく、けさは、ひめ君様はしめて御社參被成候に、天きよく、誠にくめてたさ申つくしかたく御さ候、いよく公
方様御さげんよく、姫君様御せいしんにて、かしく、来年は若君様御はんしやうにて、かさねくめてたき御事と、いわる入まいら
せ候、しうきとして御たる・さかなまいらせられ候、まことにめてたくひろう申まいらせ候へく候、猶、めてたさにて候、かしく、

〔奥ウハ書〕

より

大そう正様にて

永せう院

おちこ

御返事

かすか

御申

」

(35)

寛永十八年四月二十四日付天海宛英勝院書状。『日光市史』史料編中巻(日光市、一九八六)所収(註34参照)。家光が三十八歳だ
とすると寛永十八年(一六四二)であり、懐妊の人がお楽の方だとすると、お楽の方は「以貴小伝」(初代家康から十代家治までの
生母・御台所・側室の略伝集であり、江戸後期には成立していた。高柳金芳校注『新装版史料徳川夫人伝』(新人物往来社、
一九九五)収録)によれば、寛永十年(一六三三)に十三歳で大奥入りしたというので、その生年は元和七年(一六二二)の酉年で
あり、寛永十八年(一六四二)には二十一歳である。また『江戸幕府日記』によると、寛永十八年(一六四二)五月には天海が江戸
から日光山へ行くため、その八日には暇が出される。以上のことから、この書状は寛永十八年四月二十四日のものと推定できる。そ
して、男子誕生への期待は追而書の「返々」以下に認められる。

返々、つねくこんけん様御意なされ候御事ハ、御ぬし御所さまハとらの御とし、将くんハウのとし、たけ千代ハたつのとし、た
け千代みのとしの子をもたれ、天下をゆつられ、代々天下をもたせられ候ハんと、御意の御事にて御さ候つる、そのうへ、こんけ
ん様御三十八の御とし、たいとく院さまよろこひまいらせられ候ニ、ことし公方様三十八にて御さなされ候ま、なにもかない申
候時分にて候ま、あわれ若君さまにて御さなされ候へかすと、そんなまいらせ候、大そう正さまハ、いよくさやうニおほしめ
し候ハんと、そんなまいらせ候、返々、御ねん入られ候とおと、公方様御まへニても、よくく申上まいらせへく候、日光へ御た
ちまへニ、御めにか、り申たく候へとも、日のほとも御さ候ましく候ま、御下かうに御目にか、り可申候、御そくさいにて御さ
なされ候へく候、なをく、御ねん入られ御下され候御事、御まへにて申上へく候、めてたくかしく、

昨日ハ、御ねん比に、さいけう院御使ニなされ、下され候、やかて日光へ御さなされ候由、御大きにて御さ候、されとも、御かり殿

へ御宮参のよし、めてたくそんしまいらせ候、

一くわいにんの人の事、御ねん比二仰られ候、一たんそくさいにて御さ候、くわしくきかせられ、御きねんもなされ候ハントの御事、御もつとも二そんし候、ぬしとしハとりのとしにて、廿一にて御さ候、九月よりにて御さ候へ共、九月廿八日に月水になり、それよりひとまり申候、十月からにて御さ候ハんとそんし候へとも、月水になられ申候月を取候へハ、九月よりにて御さ候、此とおりよく御かつてんなされ、御きねんをなされつかわされへ候、ぬしにも申さけ候へハ、御きねんき、申候よし心へまいらせ候、よく申さけ候へく候、かしく、

〔奥ウハ書〕

廿四日

大そう正さま

人々御申

ゑいせうめん

(36) 九州沿岸防備体制の構築については、山本博文氏が『寛永時代』（吉川弘文館、一九八九）で述べている。

(37) 「江戸幕府日記」寛永十六年八月十一日条。

一、巳刻、御本城奥之御台所より火事出来、御城中不残焼失、御殿主無別条、其外槽少々相残ル、依之西丸へ渡御、（以下、座敷番の次第を記すため略す）。

(38) 徳川家光守袋文書（六）⑤（註11参照）。この文書は寛永十八年（一六四二）十一月二十五日付と推定できるものであるが、家光の日光社参と家綱の宮参りがともに延期となったことから、家光が東照大権現の神威を恐れて書き付けた誓詞のようなものだと考えられる。

いきるも、しぬるも、なに事もみな、大こんけんさましたに、^(い)将くんこともみな、しんへあけ候ま、^(に)な事もおもわくすしんお、ありかたく存、あさゆふにおかみ申ほかわなく候、

十一月廿五日

家光（花押）

将くん

(39) 徳川幕府初期の大御所政治について、辻達也『江戸幕府政治史研究』第一章「統群書類従完成会、一九九六」では、將軍を朝廷から任官されている関東とその周辺の軍団長、大御所を朝官から離れた公儀権力の主宰者と捉え、天下の実権を握るためには大御所に
なる必要があったとしつつも、家光の晩年に至ると、幕府の支配体制が確立して、敢えて大御所政治をとる必要はなくなっていたと、將軍即公儀の主宰者という形態を肯定的に捉えている。藤井讓治「一七世紀の日本―武家の国家の形成」(『岩波講座日本通史』第十二卷近世二、岩波書店、一九九四)では、二元性は矛盾をはらみ、その矛盾が克服されつつ大御所政治は運営されていたとし、その後、家光によって二元政治自体が必要のない体制が形成されていたという話になっており、大御所政治には否定的だと言える。

(40) 山本博文「將軍權威の強化と身分制秩序」(『新しい近世史①国家と秩序』新人物往来社、一九九六)

〔付記〕本稿を著すにあたって、重要文化財「紙本墨書東照権現祝詞」原本を所有されております日光山輪王寺より調査・公表の許可を賜りました。末筆ではございますが、衷心より厚く御礼申し上げます。